



～ともに～ 皆心一つに

学校安全ネット通信 No.21

- 頁1 目次
- 頁2～5 特集1 「学校安全全国ネットワークの活動を振り返る」
浅見洋子(事務局長)
- 頁6 「コラム」 「なぜ彼らは、執行猶予にならなかったのか」
～那須雪崩事件の実刑判決私論～
原田敬三(弁護士)
- 頁7 「コラム」 詩-もぎ取られた青春・もう一つの名前は
浅見洋子(事務局長)
- 頁8 安全ネットがお薦めするこの一冊
「阿部 彩 子どもの貧困」 山下知希(弁護士)

☆NPO法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ★賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463

加入者名 ヒイリ学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail uta@yoko-no-heya.jp

HP <http://gakouanzen-network.com>



事務局所在地

〒102-0072

東京都千代田区富士見
2-7-2

ステージビル1706号

南北法律事務所 内



学校安全全国ネットワーク の活動を振り返る

事務局長 浅見洋子

ネット通信13年間の活動

<事務局長通信第1号>

2012年7月23日付け「事務局長通信 No.1号」が学校安全全国ネット準備会から発行されました。表紙となる1頁目には、茨木市在住の高瀬典子さんの「シンポジストの声 後日談」が掲載されています。

その中で「息子（※）が事故に遭ってから5年経ちましたが、なぜか年々忙しく なって来ているのです。医療の問題、福祉の問題、学校事故の問題等々各分野で問題が山積みで、そこで何とかしよう と 何時の間にか私自身もその輪の片隅にいる状況です。しんどい思いをしている当事者が声を上げていかなければ ならない状況は益々負担が増えることになるのですが、声を上げなければ何も進まないのがいまの現状ですものね。」と述べています。

※ 高瀬 啓太さん（当時18歳）は柔道の形の講習会の昇段審査会に参加し、事故に遭う。

「事務局長通信 No.1号」では、学校安全全国ネット準備会の事務局長 浅見 洋子（カウンセラー）が「『子どもの学校生活の安全』のために出来ることは何かと考えた時、専門家の方々から正確な知識を学び発信する事なのではないかと…。また、地方での活動・被災者の状況・思いなどを通信とホームページを活用し、お届けすることも…。いつの日か、心の鎖で日本各地の方がたと繋がり、社会が認知する団体になることを願いスタートします。まずは、事故の再発防止の為に、事故報告書の開示・学校長と保護者の併記を教育機関、教育委員会に働きかけをと考えています。」と会の活動が目指すところを語っています。

<事務局長通信第2号>

2012年9月10日発行された「事務局長通信 No.2号」では、学校安全全国ネット準備会として、日本外来小児科学会の「患者家族の会・支援者の会」の一員に正式になり、

- ★認定NPO法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク
- ★小児科医過労死認定訴訟
- ★場面緘黙児支援団体（かもくネット）
- ★小児医療の改善を求めて
- ★児童デイサービス（たからばこ）
- ★川崎市子ども夢パーク

などの諸団体との交流の場を持たたことを報告しています。

また、『パシフィック横浜』で開催された「第22回日本外来小児科学会 年次集会」には、晃太君（※）の現在の様子を写真に納め詩を添えて展示しました。

※ 平成22年2月10日、当時小学1年の飯沼晃太君が給食で出された白玉汁の白玉団子を喉に詰まらせて窒息。晃太君はその後脳死状態となる。飯沼晃太君は、平成25年1月14日、10歳で亡くなりました。



眠る 生きる
眠っている 生きている
二人目の ボクを
出さないで！

詩 浅見洋子

展示は学会参加医師の関心を大いに集めました、通信は展示報告にとどめています。
通信No.2では、全国学校事故・事件を語る会・子どもの命と人権を守る福島の会・学校災害から子どもを守る高知の会・認定NPO法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワークの各団体の活動を紹介しました。

あわせて、つぎのように電話相談への呼びかけもしています。

一人で、思い悩んでいたら、受話器をとってください！

一緒に、方向性を探しましょう…！

安全ネット通信に衣替え

任意団体「学校安全全国ネットワーク」になり、「事務局長通信」は2013年9月17日より「安全ネット通信」と衣替えしてNo.1が発行されました。そこでは、会の規約・役員名簿、そしてホームページを知らせています。年4回発行し、通信No.5では、特集(1)として「大田原高校那須雪崩事故 調停申し立て」として原田敬三弁護士が「昨年(2019年)3月10日の全国学校事故被害者弁護団の那須合宿で、遺族の皆さんと初めてお会いしてから、2年が経過した。弁護団は昨年と今年も慰霊式に参加しました。2017年(平成29年)3月27日に発生した那須雪崩事故から3年目となる3月26日に慰霊式に参加し、同年調停申し立てをしました。この区切りの時に事件の取り組みについて中間報告をしたい。」と報告文を寄せています。また、特集(2)として「那須雪崩～母が伝える思い～」と題し遺族の高瀬晶子さんが執筆。「私は悔しい。事故と向き合うこともせず、『先生、先生』と呼ばれ、したり顔で教壇に立ち続ける教師がいることが、これを許している社会であることが…。これらを変えなければ事故は間違いなくまた起こる。」と再発防止について明確な決意を述べられています。

安全ネット通信は、No.9号までは学校事故に関する新聞記事を取り込み、学校事故に対する社会の関心を中心に編集しています。

2016年8月16日発行の通信No.11には、当会で発行した書籍「みんなの学校安全」が学校事故防止の一冊として大阪で発行されている「新聞うずみ火」に紹介された記事を掲載しています。



年4回発行していた学校安全ネット通信は、2018年9月5日発行のNo.20をもって終了します。以後会は、任意団体から特別非営利活動団体(NPO法人)になります。

『ともに』はNPO法人の機関紙に

2019年2月27日に発行された、NPO法人学校安全ネット通信No.1の巻頭言で、会の代表喜多明人氏の「～学校安全全国ネットワークの特定非営利活動法人化と今後の方向性～」をテーマに「『子どもの緊急事態』と私たちの立場」・「被害者家族・遺族と学校・教育委員会の関係改善をもとめて」を掲載しました。

以後、通信では、毎回公開学習会の報告を掲載しています。

NPO法人学校安全全国ネットワークの第1回公開学習会の講師は、当会の会員で長崎件新上五島町第三者調査委員をされた西尾裕美さんでした。

～被害者目線で臨んだ調査委員の体験から～と題し、① 調査委員選任の問題点(ご自身が選任された体験から)、② 調査委員の体験を振り返って思うこと、③ 調査委員会のあり方について今感じていること の3項目の講演報告です。

通信『ともに』の発行は従前同様に年4回の発行です。

2020年2月14日発行通信No.4には、当会代表早稲田大学喜多明人教授の最終講義を聴講された細川潔弁護士が寄稿しております。また、2019年11月8日発行の通信No.3からは、新たに「コラム」欄も設け、以後毎号幅広い方々から寄稿して戴いています。

1 3年間の学習会を振り返る

まず、当会の活動の中心とも言える学習会について紹介します。

2013年6月8日、任意団体として発足した学校安全全国ネットワークの設立総会で記念学習会を開催しました（講師 西尾裕美さん、開催場所 早稲田大学戸山キャンパス）。

以来学習会の開催は20回に及びます。

NPO法人になってからの学習会開催は、本年（2024年）6月22日で13回を数えます。毎回、運営委員、会員の皆様の協力の元、充実した学習会が開かれてきました。

ここで、学習会のテーマを列挙し、会が目指したものを感じ取っていただければ幸いです。



【NPO法人以前】

- ☆ 開かれた学校づくりと学校安全 ～保健室から見た学校安全～
- ☆ 学校安全の現場を学ぶ
- ☆ スクールカウンセラーの立場から見た学校現場
- ☆ 本当に要らないの？教育委員会 ～台頭する教育委員会不要論～
- ☆ 健康面から見た学校安全 ～大川小学校事故検証報告と学校防災の課題～
- ☆ 中学生の就労死亡事故調査委報告から
- ☆ 日和幼稚園 東日本大震災時の被災事故裁判
- ☆ 学校安全とスクールソーシャルワーカーの仕事
- ☆ パネルディスカッション 学校安全のこれからを考える
- ☆ 学校における教師とスクールソーシャルワーカーの協働を考える
～スクールソーシャルワーカーの全校配置の動きをふまえて～
- ☆ 学校の重大事故・事件の事故対応のあり方を問う
～有識者会議の議論をふまえて～
- ☆ 「子どもの人権を守る福島の子」の歩み～被災者としてかかわってきて～
- ☆ 労災事案からみる教諭の労働実態
- ☆ 大川小学校津波被災裁判と学校安全の課題
- ☆ スクールソーシャルワーカーの法制化と今後の課題
- ☆ スポーツ事故と教師の安全責任
- ☆ 子どもの叱られる権利と「過剰叱責」問題を考える
～「指導死」から「懲戒死」もしくは「指導虐待死」へ～
- ☆ 学校内虐待「体罰・セクハラ・暴言等と子どもの権利擁護制度への提言」
～千葉県教育委員会への請願運動を中心として～
- ☆ 第三者調査委員会の現状とこれから
～いじめ防止対策推進法制定から5周年をむかえて～
- ☆ 子どもの権利救済と公的第三者機関のいま、これから
～世田谷「せたぼっと」の人権擁護活動などから～

【NPO法人となってから】

- ★ 被害者目線で臨んだ調査委員の体験から
- ★ 子どもたちは、体罰をどう受け止めきたか

- ★ 那須雪崩事故裁判報告と遭難した教師の父が語る
- ★ 文科省「学校事故対応に関する指針【令和6年改訂版】を学ぶ（予定）」
- ★ 学校事故の第三者調査委員のあり方を考える
～平塚市立小学校の授業中の事故事件報告書を考える～

以下はオンライン学習会 ZOOM参加】

- ★ コロナ禍の中、あの「学校一斉休業」要請は適切だったのだろうか
- ★ 「叱る」教育・教育行き過ぎ論を見直す
～「エデュケーショナルハラスメント」の視点から～
- ★ スクールロイヤールのあり方を学び考える
～大阪におけるスクールロイヤールの取り組みについて～
- ★ 教師による児童生徒への性暴力が！
～子どもへの性暴力防止対策について[提言]（千葉市）～
- ★ 被害者家族に寄り添う第三者調査委員会を求めて
～大津いじめ自死事件の実践から第三者調査委員会のあり方を問う～
- ★ 集団守秘義務の問題点
- ★ “早く助けて、子どものSOSと向き合う
- ★ ある学校の養護教諭の安全教育・健全教育の実践
- ★ 成長期の部活動を考える

表題だけですが、この会が、その時々々の社会の問題に向き合った学習会を開催してきたことがご理解いただけるとと思います。

終わりに — 育ち行く若者への慈しみと安全を願う

準備期間を含め13年に渉る学校安全への活動への私の途は、1994年8月の会津高校の夏季合宿中に熱中症で死亡した当時16歳の成田直行さんの裁判の傍聴が始まりでした。「何故、事故が起きたのか」「何故、我が子は死ななければならなかったのか」「元気に登校した我が子が…」と、真相を明らかにし、二度とこのような事故が起きないようにと挑んだ裁判でしたが、当時、新聞記者の関心は専ら賠償の請求額のみでした。

私は、記者たちの関心を変えねばと、記者会見の場で「記者の皆様にお願ひがあります。事故の内容に関心を持っていただけませんか。」と発言した事を忘れられません。

以来、30年に及び学校事故裁判の傍聴を重ね、そこで出会ったご遺族の方々の、底知れぬ怒り押し寄せる虚しさと共に生きる生活に接し、私に出来ることは何かと、模索し、たどり着いた結論として、「一人でも多くの人に伝えたい」日々が始まりました。

いわれなく命を、人生を、生活を奪われ、もぎ取られた幼き、若き人(もの)たちへの魂に合掌し、事切れる日まで、育ち行く若者への慈しみと安全を願ひ、出来ることを続けたい思ひは今も強く心中に宿しています。

昨今、学校安全全国ネットワークのホームページからの問い合わせが増えています。

専門家からの丁寧な回答は、相談者の心の整理と問題点への整理となっています。

回答に、折り返しのメールや電話が入ります。必要に応じて来所していただき複数対応で話を聞きます。こうした中で、会員の弁護士が代理人の依頼を引き受け、裁判に踏み切ることもあります。裁判にならなくとも、メール相談の回答での寄り添いが信頼と安心となり、事件解決への途に繋がることも少なくありません。

被害者家族、ご遺族に支えられ共に歩み育てたこの会は今も世の役に立っています。

裁判のみが真実究明の手だては考えていません。近頃は、時代の変化の中、新しい発想で新しい問題意識を持ち、会の活動を考える時期と強く思ひます。今後は、学校の安全・安心のために、新しい目の新たな方々にバトンを繋ぎたいと思ひます。（終）

コラム

なぜ彼らは、執行猶予にならなかったのか

～那須雪崩事件の実刑判決私論～



弁護士 原田 敬三

5月30日宇都宮地方裁判所は、那須雪崩事件（死亡者8名、負傷者40名余）で起訴されていた3人の講師（教師）に対して禁固2年の実刑判決を下した。

筆者は、遺族らの弁護団長として事故発生1年目から6年間、月に1度の会議に出席し被害者遺族と議論を交わして歩みを共にしてきた。その立場から「裁判官はなぜ執行猶予を与えなかったか」を自分なりに考えてみた。

第1 執行猶予の条件としては、つぎのような事情が斟酌される。

被告人にとって初犯である事、金銭賠償を含め被害填補がそれなりになされている事、反省し謝罪している事、社会的制裁がすでに行われている事などが一般的に挙げられる。

この事件では前の2点は満たされているものの、反省謝罪は最後までなく、社会的制裁の象徴である教育員会の行政処分は停職3ヶ月～

5ヶ月という極めて軽いものであった。また金銭賠償も民事裁判で国賠法による支払いが命じられた（2023年6月28日）ものの、三人の被告人に対する請求は棄却され、賠償金は栃木県の公費で支払われた。

こうして見ると、被告人3名に執行猶予を与える事情としては、初犯である事以外何もない。ただ、この事件に特有な事情として、雪崩という自然災害で抗しきれなかったとい弁解が成り立つ余地がある。この事件での雪崩は「自然災害」であるとする主張であり、「無罪」主張の理屈以前の「天災」の主張である。

実際、刑事裁判した。は「天災主張」を背景とする各論的事実の争いとして展開した。「積雪15cm」（判決は30cm以上と認定）「訓練範囲をスキー場周辺の安全な区域に限定した」

（判決はその区域外にまで行動範囲を広げていたと認定）「講師は行動を制止し、下山を命じたが生徒が無視して行動した」（判決は、生徒の指示無視はなかったと認定）等である。

第2 被告人らの「抗し得ない自然災害」の主張構成は、刑事裁判の時に始まったものではない。

事故発生翌日の3月28日の説明会で、猪瀬は「過去に一度も雪崩に遭ったことはない。」と言い、渡辺もこれに同調した。実際は本件の7年前、渡辺被告が登山専門部委員長として、猪瀬被告が山岳部顧問として参加した講習会で、雪崩事故が発生していた。幸い負傷者は出なかった。猪瀬、渡辺が、7年前の雪崩事故に、あえて触れなかったのは「過去講習会は無事に開催されていた」という「無事故の歴史」を虚構できれば、「想定外の雪崩事故」で押し通せると考えたのであろう。説明で、無意識のうちに、あるいは意識して、自分らの責任を免れる理屈立てを構築してしまった。この理屈が通れば事故に向き合う事も要らなくなる。惰性で講習会を続けてきたと責められることはない。



しかし、遺族の思いが裁判官に伝わった。

裁判官の目には、「この7年間のうちに、なぜあれほどの大きな事故になってしまったのか、一度も立ち止まって事故のことを考えることはなかったのだろうか」と映ったのである。

彼らの事故に向き合わない姿勢は許されるものではない。遺族は子を亡した親は否応もなく事故と向き合っているのだから。「なぜ我が子が死ななければならなかったのか」「事故は本当に防げなかったのか」と7年の歳月を生きてきた。

事故のもう一方の当事者である彼らが事故と向き合わないことはあり得ない。人間としての、教師としてあまりにも安易な姿勢と言うべきである。

彼らは、ひたすら、「事件は自然災害である」「雪崩は不可抗力であった」の理屈に籠り、そこから一歩も出ようとしなかった。

きつい言い方になるがその自らの姿勢が実刑判決を招いたのである。そして、遺族にとっては、実刑判決は大きな救いであり、大いなる癒しとなった。

（終わり）



コラム



もぎ取られて青春

その日
台風一九号の 影響を受け
仙台市内を 流れる 広瀬川は
午前中に降った 大雨をのみこみ
濁流と 化していた
高等裁判所前を 走っていた

その日
仙台高等裁判所 七階の 一室で
成田裁判の 和解合意が なされて
会津の地方裁判所に 提訴してから
二年四カ月
両親の無念が 一応の決着をみた

もぎ取られて
直行の青春が 肯定された

母さん お疲れさま！
母さん ありがとう！

仙台高等裁判所には
教師が 父母が
支援する会の人たちが 詰めかけた
会津から 郡山から
仙台市内から 東京から と

母さん ありがとう！
母さん お疲れさま！
一六歳一〇カ月 もぎ取られた
成田直行の 青春

直行は 自画像を残した
版画を 詩を 残した
会津市 門田町の 家
二階の 直行の部屋には
Gパンが Tシャツが

参考書が 教科書が 残っていた
ギターが サッカーボールが
汗に 黄ばんだ
刺し子の柔道着 残されていた

母さん ありがとう！
母さん 頑張ったね！

二階一〇畳の 直行屋に
残された 一人用ソファー

ありし日

直行は このソファーにもたれ
足組みし ギターを抱え
青春のメロディーを 求めつつ
東側の テラス越しに
連なる山波を 見つめながら
いつしか 心は
将来を 模索していたであろう

青年直行の 凜たる姿が
思いが しのばれる

母さん ありがとう！
母さん ここからば 頑張りどころ
二人目の 僕を 出さないで！

雨曇りの 重たい空気の
直行の 声が ひびいた なか

無念が 願いとなった
直行の 魂は
薄青い もよとなつて
母幸子の もとに

この日
母幸子と 次男直
ひとつの魂と な



もう一つの名前は

二月の雲に 閉ざされた
沼津の街は 灰色に染まり
白くまばゆい 富士の姿を
見ることは できなかつた

三年前の あの日から
心の時計は 止まっていた

平成七年 八月四日

夏休みに入った あの日

ラジオ体操から 帰った

靖司は

学校のプールに 行くと
はりきって でていった

家族四人の あわただしい
朝の食事は いつもと同じ
兄弟二人

中学校一年の 兄と

ふざけながら

学校に 向かった

靖司

あの日の 朝

楽しそうな 靖司の笑顔が

家族 それぞれの心に
残された

三年前の あの日から
心の時計は 止まっていた

嗚咽し 小刻みに 震える肩
母トヨ子の 後ろ姿が
叫んでいた

あの日 元気に 登校した
次男 靖司が なぜ……

学校で
何が あつたのですか
返してください

あの子を 私に

靖司はプールの排水口に
吸いよせられ 水の力
大きな圧力に 取り込まれた
靖司の もがき 苦しみ
恐怖は……

平成一〇年(ワ)

第一一五号 事件

それは

林田靖司 一〇歳の
もう一つの 名前

合掌

浅見洋子

学校安全ネットがおすすめする

この一冊 : VoL19



著者：阿部 彩
出版社：岩波書店
(新赤版)



弁護士 山下知希

公務員としての立場で子どもの貧困対策の担当をしていたときに、知識を得るために出会った一冊を紹介します。

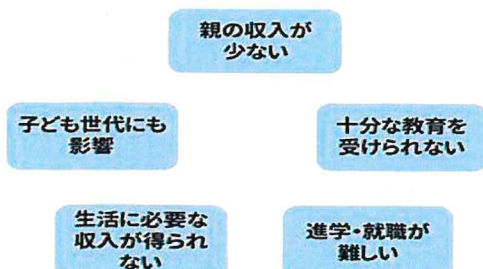
本書は、「子どもの貧困」研究の先駆者である阿部彩教授による著作で、初版発行後16年近く経過していますが、子ども施策に関する社会的な機運醸成が図られる今だからこそ、改めて子どもの状況を再考する上で参考になる一冊です。

一言で「貧困」といっても、人によってイメージする状況は様々だと思いますが、阿部氏は、「貧困」を「格差が存在する中でも、社会の中のどのような人も、それ以下であるべきでない生活水準、そのことを社会として許すべきでない、という基準である」と捉えています。

その「貧困」を測る客観的な指標の一つである「子どもの貧困率※」は、2004年当時14.7%であったことから、「7人に一人の子どもが貧困の状況にある」などと喧伝されていました。

貧困の状況に陥いることの悪影響は計り知れず、現世代に留まらず、親から子、子から孫へ世代間の連鎖、つまり貧困のスパイラルに陥ってしまうことも指摘されています。

では、子どもの貧困対策は、何を指していくべきでしょうか。



阿部氏は、子どもの貧困対策の到達点として、「ウェルビーイング (well-being)」の実現を挙げています。元々ユニセフの報告書に登場した言葉なので、和訳が難しいですが、あえて訳すと「幸せ」というイメージでしょうか。

なお、ウェルビーイングの実現のため、本書ではいくつかの提言がなされており、今後の子ども施策において、目指すべき方向を把握する上で大変参考になります。

さて、本書発行から十数年経過した今、子どものウェルビーイングの状況は改善されているのでしょうか。

子どもの貧困率は、直近の数値だと11.5%まで低下し、統計的には改善の兆しがあるようにも思えますが、子どもを取り巻く環境は、一層複雑化しており、子どもの自殺者が増加傾向にあることも周知の事実です。いじめ、セクハラ、指導死といった学校現場においても、対応すべき課題は数知れません。

本書を通して子どもの貧困問題を含め、子どもに関する課題にどう向き合うか、改めて考えさせられました。

学校安全ネットの皆さんにもご一読頂ければ幸いです。

※ 相対的貧困（一国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない）の状態にある18歳未満の子ども割合

相対的貧困率とは？

